

令和6年6月19日

宇部市議会総務財政委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会総務財政委員会会議録

- 1 日 時** 令和6年6月19日（水）
午前9時58分から午前11時39分まで
- 2 場 所** 第1委員会室
- 3 事 件**
- (1) 報 告 市制施行100周年記念絵本制作委員会の開催状況について
 - (2) 議案第58号 宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件
 - (3) 議案第59号 宇部市立体駐車場条例中一部改正の件
 - (4) 議案第60号 地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中一部改正の件
 - (5) 報告第2号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第25号））
 - (6) 報告第3号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第26号））
 - (7) 報告第4号 専決処分を報告し、承認を求める件（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第27号））
 - (8) 報 告 開庁時間短縮の検討状況について
 - (9) そ の 他

4 出席委員（9名）

委員長	城 美 晓 君	副委員長	青 谷 和 彦 君
委 員	唐 津 正 一 君	委 員	河 崎 運 君
委 員	甲 谷 理 温 君	委 員	重 枝 尚 治 君
委 員	時 田 洋 輔 君	委 員	西 村 享 平 君
委 員	松 岡 伸 一 君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

(1) 報 告 市制施行100周年記念絵本制作委員会の開催状況について

総合政策部

部長	古林 学 君
次長	田中弓子君
市史編さん室主査	竹原よしえ君
政策企画課係長	久保田 準一君

(2) 議案第58号 宇都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件

総務部

部長	大畠秀幸君
次長	馬場葉子君
総務課長	松田映子君
同課副課長	正司邦雄君
デジタル推進課長	大西義紀君
同課副課長	安達佳二君

(3) 議案第59号 宇都市立体駐車場条例中一部改正の件

総務部

部長	大畠秀幸君
次長	濱原貴宏君
総務課長	松田映子君
同課副課長	正司邦雄君
財産管理課長	羽根伸宏君
同課副課長	大石宗孝君

都市政策部

次長	福田庄吾君
新庁舎建設課長	紅野覚君
建築指導課長	沖永靖行君

(4) 議案第60号 地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中一部改正の件

総務部

部長	大畠秀幸君
次長	馬場葉子君
資産税課長	西村昌隆君

同課副課長 白川智子君

産業経済部

次長 村岡和弘君

企業立地推進課副課長 喜志多俊通君

(5) 報告第2号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇都市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第25号））

総務部

部長 大畠秀幸君

次長 馬場葉子君

市民税課長 吉田和弘君

同課副課長 岩本浩志君

(6) 報告第3号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇都市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第26号））

(7) 報告第4号 専決処分を報告し、承認を求める件（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第27号））

総務部

部長 大畠秀幸君

次長 馬場葉子君

資産税課長 西村昌隆君

同課副課長 白川智子君

産業経済部

次長 村岡和弘君

企業立地推進課副課長 喜志多俊通君

(8) 報告 開庁時間短縮の検討状況について

総務部

部長 大畠秀幸君

次長 濱原貴宏君

職員課長 吉岡徹君

同課副課長 棟久直行君

財産管理課長 羽根伸宏君

同課副課長 大石宗孝君

8 事務局職員出席者

—— 午前9時58分開会 ——

委員長（城美 晓君） 皆さんおはようございます。

時間が早いですが、おそろいですので始めたいと思います。

ただいまから総務財政委員会を開会します。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてですが、現在、申込みはありません。なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することいたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

(1) 市制施行100周年記念絵本制作委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長（城美 晓君） 次に、議案第58号宇都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。部長と次長の自己紹介をさせていただきます。私、総務部長の大畠でございます。どうぞよろしくお願ひします。

執行部 総務部次長の馬場です。よろしくお願ひいたします。

執行部 次長の濱原です。よろしくお願ひいたします。

執行部 お時間いただきありがとうございます。それでは、着座にて御説明させていただきます。

議案第58号宇都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件について、御説明させていただきます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、自己紹介させていただきます。まず私、デジタル推進課長の大西です。どうぞよろしくお願ひいたします。

執行部 同じく副課長の安達です。よろしくお願ひします。

執行部 それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第58号字部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件について、御説明をさせていただきます。

お手元の議案第58号の資料を御覧ください。

本件は、先ほど説明がありましたとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

初めに、当条例改正に係る法に関する主な改正内容について、簡単に説明をいたします。

このたびの法改正は、個人番号の利用範囲拡大及び個人番号による迅速な情報連携を可能とするものでございます。具体的な変更点は3点ございます。

1つ目です。個人番号の利用範囲拡大に当たりまして、法において個人番号利用範囲として規定されております別表第1が、別表に改められました。また、これに合わせまして改正後の別表に掲げる事務に加えて、当該事務に準ずる事務で性質が同一であって主務省令で規定されているものについても、個人番号の利用が可能となりました。

次に2つ目です。個人番号による情報連携規定の見直しに当たりまして、個人番号による情報連携を行うことができる事務として規定された別表第2、こちらが廃止になりますと、先ほど説明しました別表に統合されました。また、こちらに掲げる事務であって、主務省令で規定されたものについて、個人番号を利用した情報連携を行うことができるものとして、新たに規定されております。

最後に3つ目です。こちらは別表に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって、効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものを特定個人番号利用事務とし、また、特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として、主務省令で定めるものを利用特定個人情報と位置づけております。

以上、これらの法改正の内容に即しまして、本市、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に対して所要の整備を行うものでございます。条例の主な改正内容としましては、別表第2の廃止及び特定個人番号利用事務並びに利用特定個人情報に関する条例文書の文言修正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

委員（時田 洋輔君） 確認ですけれども、まずそもそも法の一部改正によって拡大された

利用範囲というのは、本市に關係ある部分では何かを確認します。

執行部 お答えいたします。今回の法令の改正におきましては、利用範囲が拡大される具体的な事務としましては、理容師、美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格、自動車登録、在留資格に係る許可、災害弔慰金の支給等に関する事務でございます。このうち、市町村で行う事務としましては、災害弔慰金の支給のみでございます。本市におきましては、関係があるのはこの災害弔慰金の事務のみに該当するところでございます。

委 員（時田 洋輔 君） 今回のこの条例の改正は、その利用範囲を拡大されたことに伴って条例を改正しないと、それが執行できないという改正ですか。

執行部 御説明いたします。まず、御質問に関しましては、そのとおりでございます。補足説明をいたしますと、今回の番号法の改正において大きな変更点は先ほど説明いたしましたとおり、まず法の別表2が廃止されております。そして別表1とともに別表に統合されておりますので、宇部市の条例におきましても、個人番号法の別表2と表記した箇所がございます。こちら、法と条例の整合性がずれてしまいいますので、そこの整合をまず保つために文言の訂正が必要だと考えております。

また法におきましても、特定個人番号、利用事務及び利用特定個人情報をそれぞれ法の第19条第8号に規定しております、こちらは、条例に明記することにおきまして、法に利用拡大されたものにつきましても、本市の条例の中で利用が可能になるというところで、改正が必要だと捉えております。

委 員（時田 洋輔 君） あと利用範囲の拡大、法改正に伴ってということですけれども、懸念するのは、そういう個人情報の漏えい等です。個人情報保護委員会が先日昨年度の報告をしましたが、漏えいの件数がかなり増えたという報告でしたけれども、本市ではどういう状況かを確認したいと思います。

執行部 総務課の松田と申します。特定個人情報を含む個人情報全体の担当課は総務課になりますので、総務課で御説明させていただきます。

個人情報の流出等があるかという御質問ですけれども、報道発表したものとして、令和4年度に市の職員が自身の親族等の個人情報を、住民基本台帳システムや、戸籍システムで検索、閲覧し、情報を取得する事案がありました。これにより取得した情報を、自身の相続登記の手続に使用したものがありました。

また、令和5年度は、教育委員会で宇部市教育ネットワーク内におけるグループウェアの利用において、プライバシー設定の誤りにより小学校児童の個人情報の一部が、他のネットワーク利用者にも閲覧可能となっていた事例がありました。

個人情報の取扱いについては、令和5年4月から市条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律に基づき運用していくこととなっており、市においては個人情報の漏えい、滅失または毀損防止な

といった安全管理のために必要な措置をとるよう府内にも通知しているところです。

引き続き、個人情報の取扱いについては慎重に運用するよう、啓発・周知を図ってまいります。

以上です。

委 員（時田 洋輔 君） あと、すみません、根本的な基本的な確認です。この、いろいろ拡充しようという部分は、マイナンバーカードを使ってということになるのですか。

執行部 お答えします。今回の条例の改正におけるマイナンバーカードの利用ということでおろしいですか。

こちらに関しましては、まず今回拡大した災害弔慰金に関しましては、災害対応とかで非常に大切なことでございます。先般の能登半島地震等をみましてもマイナンバーの活用等も見られております。そういったあたりも含めまして、また御指摘の部分、個人情報の保護、そういった観点も含めて、様々な角度から広く判断をし協議をしながら検討していきたいと考えております。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。 時田委員。

委 員（時田 洋輔 君） 議案第58号字都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件について、反対の立場で討論します。

御答弁でもあったように、国の法の一部改正により利用範囲が拡大することに伴う条例改正ということで、今までそもそもその法ができて条例制定したとき以降、情報漏えいの懸念も広がってきましたし、さらに国民の情報がいろいろなところでひもづけされていく。さらにそこからも、個人情報が危うくなっていくという懸念もあります。

以上のような理由によって、本改正についてもさらにそういうことを広げかねないということで、反対いたします。

以上です。

委員長（城美 晓 君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第58号字都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 晓君） 次に、議案第59号宇都市立体駐車場条例中一部改正の件を議題いたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 議案第59号宇都市立体駐車場条例中一部改正の件について、御説明させていただきます。

これは、宇都市駐車場の平面駐車場部分の供用開始に伴い、所要の整備を行うものでございます。改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

執行部 御説明の前に、自己紹介をさせていただきます。財産管理課の課長をしております羽根と申します。よろしくお願ひいたします。

執行部 副課長の大石と申します。よろしくお願ひします。

執行部 それではすみません。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料、議案第59号宇都市立体駐車場条例中一部改正の件の資料を御覧ください。

今回の改正につきましては、本庁舎西側に設置されます宇都市駐車場の平面駐車場部分の供用開始に伴いまして、所要の整備を行うものでございます。

主な改正内容について、まず、条例名を宇都市立体駐車場条例から宇都市駐車場条例に改めます。

第1条、「立体駐車場」を、「駐車場」に改めます。

第2条、「立体駐車場」を、「駐車場」に改めるとともに、「宇都市立体駐車場」を「宇都市駐車場」に改めます。

第3条につきましては、「宇都市立体駐車場」を「宇都市駐車場」に改め、「高さ2.1メートル」を削除するとともに、「ただし、前段に規定するものほか立体駐車場部分に駐車することができる自動車は、高さ2.1メートル以下のものとする。」を追加いたします。施行日につきましては、令和6年7月1日としております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

委員（時田 洋輔君） まず、第2条の改正の件でお伺いするのですけれども、宇都市駐車場ということで立体駐車場と平面駐車場を合わせて、に変わるのでよね。住所が常盤町一丁目10番1ですが、これは立体駐車場も平面駐車場も一筆の土地ですか。何か定め方はあるのですか。確認します。

執行部 お答えいたします。

このたびの平面駐車場の部分につきましては、今記載しておりますこちらの番地ではない部分が含まれますけれども、代表的な地番を記載するということになっておりますので、立体駐車場の代表地番を使わせていただくようにしております。

以上です。

委 員（時田 洋輔 君） 引き続いて、第5条駐車料金の徴収で、「駐車場に自動車を駐車する者は使用料を納付しなければならない。」という、納付しなければならない義務が出ています。その一方で徴収する側ですね、第7条には、「駐車料金は、駐車場の使用を終わったときにその使用者から徴収する。」ということで、払わないといけない人と徴収する側の相手が違ってきていましたけれども、これは問題ない、大丈夫ですか。要するに、定義されていない使用者から、使用者の定義は何なのと。払わなければいけないほうは駐車する者ですけれども、取るほう側は使用者が駐車する者以外も含まれるのかなと思うのですけれども、確認します。

執行部 お答えをいたします。

御指摘のところでございますけれども、第7条の最初に、「駐車料金は」という主語を示しておりますが、こちらが先ほどの第5条におきまして駐車料金というところを定めております。こちらの駐車料金のところで、駐車場に自動車を駐車する者というところで駐車場の使用料を納付しなければならないということで定義をさせていただいておりますので、こちらの使用は駐車場に自動車を駐車する者というところの使用者と認識しております。

以上です。

委 員（時田 洋輔 君） そういうふうには思わないのですが。一方で規則では、「自動車を駐車する者は（以下「使用者」という。）と別定義がされているので、使用者とはそうなのかなと思いながら、条例のほうではされてないのですけれども、分かりました。

あと、ほかに第3条のところで、5メートル以下が駐車可能となっていますけれども、まずは、立体駐車場も平面駐車場も、枠線は何メートルで造られていますか。

執行部 まず、平面駐車場の部分でございますけれども、軽自動車につきましては、車1台当たり2.1メートル掛ける4メートル。普通自動車の軽以外の枠につきましては、2.4メートル掛ける5メートル、もしくは2.5メートル掛ける5メートルの2パターンにしております。立体駐車場につきましては……。

執行部 新庁舎建設課の課長をしております紅野と申します。

設計計画のことにつきましての内容ですので、私からお答えさせていただきます。

まず平面駐車場につきましては、羽根課長が、軽自動車が2.1メートルと言いましたが、正しくは、2.2メートルです。軽自動車1台当たり2.2メートル掛ける4.2メートルないし2.2メートル掛ける5メートルがございます。普通自動車につきましては、1台当たり2.5メート

ル掛ける5メートルになっております。

そして、立体駐車場につきましては、軽自動車は1台当たり2.1メートル掛ける4メートル。普通自動車は1台当たり2.4メータル掛ける5メータルないし2.5メートル掛ける5メートルとなっております。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） そこで確認ですが、例えばレクサスは5.2メートルあつたりとか、センチュリーも5.2メートル、あとハイエースが5.4メートルとかとありますけれども、この条例上、ここはもう入ってはいけない、使えないということですか。

執行部 お答えいたします。

今回の駐車場条例におきましては、長さ5メートル以下という制限をさせていただくこととしております。基本的に、委員さんおっしゃいました国産車でも5メートルを超える車種がございますけれども、これは非常に台数的には限られているということもございますので、一旦は5メートルのルールで入場については、市民にお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員（時田 洋輔 君） あとアルファードとかヴェルファイアは4.9メートルなのですけれども、立体駐車場のほうは車止めがあるのですよね。リアオーバーハングを考えると、実際に見たら分かるのですけれども、後ろがそんなに長くないので、頭が、要するに車止めから駐車場の枠の1番外側まで長さがきっと3.9メートルから4メートルぐらいです。今言ったアルファードとかヴェルファイアとかほかにもありますが、そういうのはみ出ているのです。これは、条例上5メートル以下にしているから5メートル以下なら枠からはみ出てもしょうがないという設計というか考えで、この条例を提案されているのでしょうか。

執行部 今、立体駐車場の駐車枠につきましては、確かに枠は奥行き5メートルありますが、車止めの位置が、後ろから1メートルのところに設置しておりますので、おのずと前方の部分は4メートルとなりますので、構造上、そういう車種につきましては飛び出るような設計にはなっておりません。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） 心配するのが、条例上5メートル以下だから5メートル以下で入ってきて、はみ出して事故とかあった場合に、条例上こうだからとされると、はみ出していたら通路を運転するほう側も、はみ出ているねってちょっと避けて通ったりして、離合がさらに難しくなるということで、何かしらの対策というか必要だと思うのです。それと同時に、もしあれなら今でもはみ出ている車があるので実際に今確認しに行くのも、議案の審査する上であれかなと思ったりするのですけれども。要するにはみ出していくても大丈夫、事故したりしても何かこの問題になったりというところは大丈夫ですか。議案の審査なのに議員としても、そこで何かあるとなるとちょっと不

安なところがあるので、もしそうなら早急な対策が必要と思うのです。

執行部 お答えします。

立体駐車場につきましては、現状の運用の中でも、今、時田委員さんのおっしゃいましたようなことを、市民から御要望御苦情もいただいております。これしっかりと運用の中で対応していく、今、現状は注意喚起をお願いするという形でとどまっていますけれども、このたび、平面駐車場が、供用開始をするということで、こちらにつきましては、おおむね、1つの目安として5メートル間隔の区画を造っていっております。5メートル同士が何ていうか向き合って10メートルの長さがあるという形。それから、その間が6メートルの間隔をとっております。そうなりますと、多少立体駐車場のような形で少しばらみ出ても、しかも一方通行の形をとりますので、安全性の部分については、平面駐車場は十分確保できるのではないかというところがございますので、そういう大型の車が今後お越しになられた際には、平面駐車場の御利用を勧めさせていただきたいなど。これで安全部分をしっかりと確保していきたいなと考えております。

以上でございます。

委 員（時田 洋輔 君） 実際、昨日か一昨日か、平面駐車場を見てきて、今おっしゃったように、5メートルと5メートルで10メートルで、ぴったり本当5メートルで。5メートルの車が入ってくると背中ぴったりくっつけないと入れない。それでも4.9メートルとかぐらいの車でも、後ろ側に車がいなかつたら後ろ側ははみ出しているのです。車止めがないですし。やはり前がはみ出してしまったら、通路の邪魔になるなという意識が運転する側から働くと思いますので、とにかくトラブルにならない法的トラブルにならないというのと、実際の運転、使用するとき、事故とかにもならないというような観点から、早急な対策を求めておきたいと思います。

委員長（城美 晓 君） ほかにありませんか。西村委員。

委 員（西村 享平 君） 時田委員さんの質問に関連するかなと思うのですけれども、今から平面駐車場運用開始するに当たって、ちょっと決まりというか、市役所の来庁者以外にも例えば税務署だったりとか、併設されているので事業者さんが来られることとか、あとは福祉関係の車両とかも来庁されることがあると思うのです。条例とちょっと外れているかもしれません、ゲートに関してその高さ、平面駐車場は、その高さとか幅を超えると入れないような感じになっているのでしょうか。

執行部 平面駐車場を整備するために設置しましたゲートにつきましては、そういう大型車両につきましても入れるような高さと幅を確保しております。

以上です。

委員長（城美 晓 君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第59号宇部市立体駐車場条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 晓君） 次に、議案第60号地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは次に、議案第60号地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中一部改正の件について、御説明申し上げます。

これは、地域再生法第17条の6の、地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い不均一課税の適用期間の延長を行うものでございます。

改正内容の詳細については、担当課長から説明いたしますのでよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

執行部 御説明の前に自己紹介をさせていただきます。資産税課の課長の西村と申します。よろしくお願いします。

執行部 副課長の白川です。よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは改正内容の説明につきましては、配付資料に基づいて説明をしていこうと思います。

まず1番目の要旨のところになりますけれども、本条例につきましては、地域再生法において、この地域再生法といいますのが、地方都市の経済の活性化を推進するための国の支援を定めた法律になりますが、この地域再生法において、事業者が地方活力向上地域、簡単に言うと東京、名古屋、大阪以外での本社機能の移転や拡充を行った場合に、当該事業者に対して、固定資産税の不均一課税、軽減措置を実施することで、地域経済の活性化や雇用機会の創出に資することを目的に、平成27年12月に制定されたものになります。

軽減措置の内容につきましては、中ほどの表のところを見ていただけたらと思います。通常の固定資産税の税率、これは1.4%、これが標準税率になっておりますが、これを3年度間軽減するものになります。

例えば、区分で移転型事業を見ていだきますと、まず初年度については0%ということで、実質課税免除になります。第2年度については、4分の3ほど軽減をして4分の1の課税。第3年度は、4分の2ほど軽減して4分の2の課税という軽減措置の内容になっております。

なお、不均一課税を行った場合の減収に対しては、普通交付税による減収補填措置が講じられておるところですが、このたび、地方税の不均一課税に伴う減収補填措置の規定を定めております総務省令、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令という省令になりますけれども、これの一部改正が行われまして、減収補填措置の適用期間が令和6年の3月31日から令和8年3月31日に延長されました。これに伴いまして本市においても同様に、不均一課税の適用期間の延長を行うものになります。

具体的な改正内容については、2番目のところになります。不均一課税の適用要件であります地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、この計画につきましては、事業者が作成をして県が認定を行うものになりますが、この県知事認定の適用期限、これが2年延長されました。この改正によりまして、新たに令和8年3月31日までに整備計画の認定を受けた事業者が、不均一課税の対象と主になります。

なお、課税の対象につきましては、対象資産としては本計画に基づき取得した資産になっております。

3番目の施行期日ですけれども、公布の日から施行して、改正後の第2条第1項の規定、延長に係る規定につきましては、令和6年4月1日から適用することとしております。

説明については、以上です。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

委員（時田 洋輔君） 国の法改正に基づいて、宇部市も延長するということですけれども、延長するなりの多分メリットがないと延長をする意味がないと思うのですが、まず、前回の2年間3年間は分からないですけれども、その間で申請された実績はありますか。

執行部 課税免除の申請につきまして、実績で申しますと令和元年から令和3年まで実績があります。これは市内企業1社からの申請というものになっております。

以上です。

委員（時田 洋輔君） その1社は、前回の改正の前ということですか。そうですよね。はい。それで目的が、地域経済の活性化や雇用機会の創出に資することというふうに条例になっています。ではその1社によってそういう効果があったのか、普通交付税措置ですから金額的にいうと75%になるのかなと思うのですけれども。実際に100円税金が入ってくる交付税で措置される、減収補填措置がどういう規定かちょっと分からぬのですけれども、そういうのを上回る、きちん

と目的を達せられた、達したから引き続きこれを延長してそれを期待するというところで幾つかそういう実績も含めて確認します。

執行部 雇用効果というところで申し上げますと、計画に基づく雇用人数でいうと 21 人の成果が出ているとなっております。

委 員（時田 洋輔 君） 地域経済ですか。

執行部 広い意味での波及効果です。

委 員（時田 洋輔 君） 広い意味かどうか分かりませんが、条例の設置目的で地域経済の活性化とおっしゃっているので、そういうのを図るための、何か具体的にあるのではないか、漠然と何となく地域経済がよくなつたかなというのでは、きっと目的にならないと思いますし、企業が何か計画を出してその計画の中にあるとか、よく分かりませんけれども、そういうきちんとした量的なあれば。

それともう 1 個、普通交付税による減収補填措置ですから、そういう地域経済活性化した結果 75 % を上回る 25 % 部分も出ないとさらにそれをというところもありますけれども、その辺は。そこの確認です。

執行部 今、お尋ねのありました件でございますが、先ほど申し上げました雇用の増加に加えまして、設備投資や、事業活動による税収効果等も挙げられます。それと、減収補填措置なのですが、我々の財政力指数、宇部市の場合におきましては 8 分の 3 になります。

以上です。

委 員（時田 洋輔 君） 最終結果が見えない。だからこういうことがあったからよかったので、さらに延長した。前回の延長したときには申請がなかったけれども、それでも今回引き続き延長したいという理由を改めて確認します。

執行部 この今の地方拠点強化税制につきましては、全国的に制度、ほぼ大体それを制定している状況です。仮にもしこれが逆になければ、そういったもっと有利なところに本社機能の移転をしたりとか、そういったことがある可能性もある。そういうことも出てくるかもしれませんので、本市も、同じような形で制定をしておるところでございます。

以上でございます。

委 員（時田 洋輔 君） 理由は分かりませんが、質疑なのでこれぐらいにしておきますが。

いずれにしろ、やはりきちんとこの条例改正に向けて、こうだからこうしたい、それでこういう効果も発生してくるというのを示してもらわないと判断基準として、改正しないとほかのところに逃げていったら困るし、こういうのがなくて減免されたけれども交付税で入らなかつたら困るという理由もあるのはあるのでしょうかけれども。その辺は、提案者としてきちんとまとめておくべきと指摘をしておきます。

委員長（城美 晓 君） ほかにありませんか。西村委員。

委 員（西村 享平 君） 延長されたということで、実績みたいなことも先ほど報告もありましたが、これ例え話なのですけれども、本社機能を移転させて3年たって4年目にはもう本社を元に戻すとかということになる。1社しかないので、どうのこうのということはないとは思うのですけれども。例えばこういうあれですね、条例に基づいて本社機能だったりとか、機能を拡充したりとかしたのですけれども、終わって、結局本社を元に戻したりとかというそういう事例の場合というのは、今後発生しないとは思うのですけれども、した場合に何かそういう措置とか考えていらっしゃるのですか。

執行部 現状本市の事例で申しますと、今委員がおっしゃったのは例えばこういう3年の措置を経た後に本社機能をまた移転するというようなことが、当然、こういった税制の不均一課税という特別な措置をとりますので、極力そのようなことは避けていただくというのが原則でございますけれども、それに伴って禁止事項とかそういうものがあるというのは現実ございません。ただ、現実的にそういうことがあり得るかと申しますと、なかなか、例えば東京23区からこちらに本社の機能を移転されるというのが、この措置だけを受けた後にさらにどこかに移転されるというのは、通常ちょっとと考えにくいのではないかなと思います。ただ、それに対して、減収分に対して移転されたから何かしらのペナルティーとかそういうものは、制度上は想定はされていないと思います。

以上でございます。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第60号地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 晓 君） 次に、報告第2号専決処分を報告し、承認を求める件（宇都市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第25号））を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、報告第2号専決処分を報告し、承認を求める件、これは宇都市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての御説明をいたします。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日付で施行されることに伴い条例の改正が必要となったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議いただきま
すようお願ひいたします。

執行部 説明に入る前に自己紹介させていただきます。市民税課長の吉田と申します。よろしく
お願いします。

執行部 同じく市民税課の副課長の岩本です。よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは着座にて説明させていただきます。

議案集で言いますと17ページから51ページまでとなっておりますが、お手元に資料をお配り
しておりますので、それを御覧いただきながら御説明申し上げます。

大きく3点ございまして、1つ目としましては個人市民税に関するものでございます。令和6年
度分の個人市民税におきまして定額減税を実施するために、規定の整備を行うことが1点。

それから、2点目、固定資産税に関するものでございまして、大きく3項目ございます。

まず1つ目、土地に係る負担水準の均衡化促進のため実施している、現行の負担調整措置の3年
延長。それから2つ目として、一定のバイオマス発電設備に係る課税標準の特例に係る、わがまち
特例の割合を定める規定の新設及び条文の整理。それから、3つ目として認定長期優良住宅に対する
固定資産税の税額を2分の1とする減額措置につきまして、申告書の提出がない場合でも一定の
要件に該当すると認められる場合には、減額措置を適用できることとする規定の新設及び条文の整
備。

以上が、固定資産税に関する規定の整備でございます。

最後3点目ですが、これは災害発生時等を念頭においているものでございますが、市民税、固定
資産税等の減免に関しまして、職権による減免を可能とする規定の整備を行っております。

いずれも施行期日は、令和6年4月1日となります。

説明は、以上です。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

報告第2号専決処分を報告し、承認を求める件（宇都市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第25号））について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓 君） 全会一致であります。

よって、本件は承認されました。

委員長（城美 晓 君） 次に、報告第3号専決処分を報告し、承認を求める件（宇都市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第26号））を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、報告第3号専決処分を報告し、承認を求める件（宇都市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例）について、御説明いたします。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日付で施行されることに伴い条例の改正が必要となったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議いただきま
すようお願い申し上げます。

執行部 それでは、説明をさせていただきます。

議案集では53ページから60ページになりますけれども、改正内容につきましては、配付資料に基づいて御説明していきます。

まず1番の要旨のところになりますけれども、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、地方自治法の規定により令和6年3月31日付けで行いました宇都市都市計画税賦課徴収条例中一部改正に係る専決処分を報告し、承認を求めるものになります。

改正内容につきましては2番目、先ほどの報告第2号で御説明申し上げました負担調整措置の内
容になります。

これは地価の上昇に伴って、土地の税負担が急激に大きくならないように緩やかに課税標準額を是正する措置でありますけれども、これを引き続き、令和6年度から令和8年度まで3年間延長する規定の整備になります。

2番目につきましては、条例が引用する法令の条項ずれを反映した所要の整備になっております。
施行日につきましては、令和6年4月1日となっております。

説明は、以上です。

委員長（城美 晓 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

報告第3号専決処分を報告し、承認を求める件（宇都市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第26号））について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓 君） 全会一致であります。

よって、本件は承認されました。

委員長（城美 晓 君） 次に、報告第4号専決処分を報告し、承認を求める件（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第27号））を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、報告第4号専決処分を報告し、承認を求める件（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）について、御説明させていただきます。

これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日付で施行されることに伴い条例の改正が必要となったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

執行部 それでは御説明申し上げます。

議案集については、61ページから63ページになります。改正の内容については、配付しております資料で説明をさせていただきます。まず、本条例につきましての主な、簡単な内容について

まず御説明をしようと思います。

配付資料の中ほどのところ、米印のところになりますけれども、本条例につきましては楠地域の振興に資するものということで、令和3年9月に制定されたものになります。

主な内容につきましては、楠地域において、市の過疎計画である宇都市過疎地域持続的発展計画で振興すべきと定められた業種の用に供するために取得された固定資産について、3年度間、固定資産税を課税免除するものになります。減収分については、普通交付税による減収補填措置が適用されるものとなっております。

このたび、減収補填措置の規定を定めております省令名が大変長いのですけれども、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合と定める省令の一部改正がなされまして、令和6年3月30日に公布。内容としては、固定資産税の課税免除に係る減収補填措置期間が、3年間延長されたものになります。これに伴いまして、地方自治法の規定に基づき令和6年3月31日付けで行いました、本条例の一部改正に係る専決処分について報告し、承認を求めるものになります。

主な改正内容につきましては2番目、条例の有効期限を令和9年3月31日まで、3年間延長するものになります。

施行日につきましては、公布の日、令和6年3月31日としております。

説明につきましては、以上です。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

報告第4号専決処分を報告し、承認を求める件（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第27号））について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓君） 全会一致であります。

よって、本件は承認されました。

(8) 開庁時間短縮の検討状況について、執行部から報告があった。

委員長（城美 晓君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

次に、その他として、行政視察調査票をお配りしたことをお伝えいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、総務財政委員会を閉会いたします。

—— 午前11時39分閉会 ——

令和6年6月19日

総務財政委員会委員長 城 美 晓